

渋谷家文書にみる

庄屋のつとめと

幕末の動き

養老町教育委員会



## 凡例

一、本書の執筆は、山口一易が行った。

一、本書は、養老町大野で代々庄屋を務められた渋谷家に伝わる古文書類をもとに執筆した。

一、渋谷家由緒については、渋谷家の先祖と伝わる渋谷金王丸より、渋谷家が庄屋を務めた渋谷代衛門 改代衛政貞までを示した。それ以降については、平成二十四年十一月三十日に養老町教育委員会より発行した「郷土のために骨身を惜しまなかつた渋谷代衛さん」に示している。

一、功業書については、年代順に書き記されていた原文を、人物それぞれについて業績の内容ごとに分類して記した。

一、本文中の漢字表記について、転載部分については原文のまま表記した。読みが難しいもの等を参考に記載する。

（ふ…より、全…同じ、凡…およそ）

一、古文書より読みとることが出来なかつた文字については□として記載した。

一、渋谷代衛氏の偉業については、明治三十六年公文雑纂内閣「賞勳局」巻二（国立公文書館蔵）より、抜粋、筆写した。

当時の古文書はすべて片仮名書きであるが、平仮名に改めた。

仮名づかい、送り仮名は、原文のままである。

漢字については、新書体に書き改めた文字がある。

「渋谷家文書にみる 庄屋のつとめと幕末の動き」

はじめに

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1、渋谷家由緒                 | 5  |
| 2、功業書より                 | 7  |
| ①渋谷理兵衛改代右衛門政章           | 8  |
| ②渋谷理兵衛政常                | 15 |
| ③渋谷代右衛門政高               | 20 |
| ④渋谷代右衛門                 | 28 |
| 3、庄屋のつとめの綴より            | 33 |
| ①尾州御領大野村の概要             | 33 |
| ②年貢の割当と村三役の手当て、雑支出について  | 35 |
| ③多芸輪中拾三ヶ村組合への御救米割振表について | 40 |
| ④津屋川添い三十ヶ村の堤防修理分担金について  | 43 |
| 4、幕末の動きの綴より             | 46 |
| ①攘夷勅書                   | 46 |
| ②勅書を受けた徳川家茂よりの返翰書       | 47 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ③ 徳川慶喜より幕府追討の儀に対する御願書 | 48 |
| ④ 匝墨利加合衆国より願書翻訳       | 49 |
| ⑤ 浦賀奉行所より御届(対応書)      | 52 |
| 5、付録 渋谷代衛氏の偉業         | 58 |
| ① 履歴書                 | 58 |
| ② 平素の行状               | 60 |
| ③ 教育事項                | 61 |
| ④ 慈善の事項               | 63 |
| ⑤ 養老公園に関する事項          | 64 |
| ⑥ 多芸輪中堤防組合に関する事項      | 65 |
| ⑦ 鵜森悪水落江組合に関する事項      | 66 |
| ⑧ 大樽川洗堰事項             | 67 |
| ⑨ 三大川分流事項             | 68 |
| ⑩ 地租改正の事項             | 68 |
| おわりに                  |    |

## はじめに

平成二十五年の初秋渋谷篤男氏より養老町教育委員会へ渋谷家に遺る古文書類が届けられた。去る平成二十四年秋町教育委員会より、「渋谷代衛さん」と題する渋谷代衛頌徳誌が発刊された。その縁であろう私がその文書の解読を試みることになった。昭和三十六年頃渋谷家に先祖より保管されていた古文書類を整理された様である。

功業書 四冊、「庄屋のつとめ」として纏められた綴り一冊、幕末の動きの綴り一冊、外に古地図など数点。いづれも始めて目にする文書で関心は大であるがもとより浅学その上日々老化の進む身とあつて危ふげなものであるが精一杯つとめてみる所存である。

平成二十七年十一月 山口 一易

# 1、渋谷家由緒

## 渋谷金王丸匡俊末裔

- 1 金王丸
- 2 金七郎祐俊（祐善）
- 3 代三郎祐吉
- 4 ○
- 5 理三郎
- 6 吉十郎祐常
- 7 ○
- 8 新左エ門
- 9 吉十郎
- 10 孫左衛門
- 11 新右エ門
- 12 新右エ門

渋谷の姓は金王丸以前弘仁年中（810～823）渋谷代藏太夫直道本国は大和其後

金王丸父代に相州鎌倉に移る（鎌倉褒戒寺に渋谷土佐坊正俊屋敷跡ありと）。

源義朝の寵臣平治之乱（1159）に敗れた義朝に従って野間長田庄司忠宗の元へ、

義朝逆臣の為に襲われ落命金王丸この時に逃れ文治年中（1185～1189）に美濃国

に罷越、厚見郡長森に始白城を築く。

其頃金王丸三男金七郎祐俊出家して祐善と名乗り善光寺村天台宗西法寺三七堂伽藍の嗣職となり善光寺村を直道村と相改め寺田山渋谷院西法寺となる。この祐善元俗して其嫡男渋谷代三郎祐吉建長年中（1249～1255）に一時直道村より三里余隔る不破郡表佐村に移るが再び正道村に帰り孫理三郎まで居住。

理三郎悴渋谷吉十郎祐常永和二年（1376）江州愛知川宮へ罷越。吉十郎の孫新左衛門まで居住。新左衛門の悴吉十郎永正二丑年（1505）不破郡表佐村に引移る。

吉十郎の悴渋谷孫左衛門永禄二未年（1559）多芸郡北村に引越し悴新右衛門まで居住。

新右衛門の悴新右衛門文禄三年（1593）四月大野村に引移る（三十才で庄屋役に着く）。



金王丸所持の朱印と花押

13 孫左衛門

14 孫左エ門（法西）

15 孫左衛門

16 孫吉

17 理（利）兵衛重氏

18 喜兵衛正義改理兵衛政真

19 理兵衛代右衛門政章

20 理兵衛政常幼名代吉

21 代右衛門政高幼名吉弥

22 代右衛門改代衛政貞幼名逸次郎

・明和六年（1769）の文書に渋谷理兵衛と記載あり。

### 一札之事

侍四人此度尾州表江差遺候間無相違御  
関所御通シ可有之候為後日一札依如件

伊戸市買屋舗

渋谷理兵衛 ㊞

明和六年（1769）丑九月廿三日

碓氷御関所

御番人衆中

・天明6年（1786）午十二月付文書に

渋谷理（利）兵衛と記載あり。

・天明8年（1789）に

庄屋 祐右衛門と記載がある文書あり。

・文政8年（1825）に頭百姓として庄屋と連名の渋谷

谷宅次郎が下方弥七郎御陣屋宛文書に庄屋

渋谷宅次郎とする文書あり。

年月干支不明

・尚明治5年文書に

戸長 渋谷代衛

副長 渋谷宅次郎

とみられる。

（但し宅はくづし字にて確実に宅と決められぬ）

## 2、功業書より

乍恐御尋に付奉申上候御事

一・明和七寅年高須御領須脇村より御料拾三ヶ村悪水御領分八ヶ村高須領へ

押込難渋……談判内済

一・明和七年三月西岩道村〇〇〇と惣百姓と出入内済

一・……

末尾に右之通明和七寅年より文化二丑年迄三拾六ヶ年之間

取扱為致内済御達奉申上候 已上

大野村庄屋 渋谷理兵衛

丑十月

碓氷清八郎様

功業書は、右様式で書き綴られており、役所からの御尋ね、要求に答え提出された庄屋の一代の業績報告書であって、今日の経歴、履歴書の様なもの、或は自分史とも…

四代の庄屋さんの百年間の世の中の状況、社会情勢の変化が刻明に記されている。こじんまりした集落、協同生活体といった雰囲気、自分の村は自分で守る、五人組といった助け合い責任を持ち合う小組織の中での太い絆その上に立つ庄屋の油断のならぬ配慮といったものを感じながら功業書を見たが年代順に細々と事績が記せられているのでこの俚でもよい様だが業績の種目というか項目別に分類を試みることにした。

① 渋谷理兵衛改代右衛門政章 明和七寅年（1770）（文化十一戌年（1814）（但し文化二丑年（1805）以降追記）

御褒美 ・ 明和七寅年（1770）

高須御領須脇村より御料拾三ヶ村悪水御領分八ヶ村高須領へ押込難渋 御領分より舟付村谷伝え右衛門私御差出にて御領分高須御領取扱人と談判内済 御領分格別之大益に相成 御褒美御金貳両。造用御金壹両貳歩御嘗御書付右之通頂戴仕候

前同 ・ 安永元辰年（1772）

油島御普請後御料御領分高須御領御旗本御地行所村数五拾ヶ村と請負人と出入内済 高須様より御褒美御金三百疋 造用御金壹両貳歩御書付右之通頂戴仕候

帯刀御免 ・ 安永三丑年（1774）

御料飯禾村御領分口ヶ嶋村御境出入内済為御褒美帯刀御免被成下り御書付頂戴仕候

御褒美之意 ・ 安永四未年（1775）

御領分横曾根村大垣御領三ヶ村と組合悪水堀下ヶ度豊喰新田納得之儀 桑原藤右衛門様より取扱被仰付熟談、若林治左衛門様御廻村之砌私方へ御立寄 御褒美之御意被成下、願之義も有之可永旨被仰渡候

前同 ・ 安永五申年（1776）

西岩道村弁三郎と大吉新田吉金子出入内済 小笠原三九郎様下笠村御泊り之節私一人被召出御用出精仕候由御褒美之御意被成下置候

苗字御免 ・ 同年

高須御領須脇村地内囲境寅年内済之場所御領拾三ヶ村より悪水切込再出入内

濟 苗字御免被仰付候御褒美御書付頂戴仕候

御褒美 ・安永七戌年（1778）

高須御領駒野新田大垣御領庭田村分土取御境目出入内済 高須様より御金

三百疋御褒美御書付 大垣様より御金三百疋・白木樽・御肴一折御書状

御誉之書付 ・天明二寅年（1782）

六月

津屋川切入七月伊尾川表高柳新田切入其之砌中堤水防方相勤御誉之御書付頂

戴仕候

同 ・天明三卯年（1783）

大垣御領伏越相叶候ニ付御料馬瀬村御領分牧村右伏越障申出候ニ付栗原藤右

衛門様被仰渡候ハ得と勘弁いたし候様被仰渡右ニヶ村内済

大垣様より御上下、白木樽、御肴一折・造用金五両頂戴仕候

同 ・天明七未年（1787）

窮民之者取扱能ニ付間宮外紀様より御誉之御書付被仰渡候御金百疋頂戴仕候

御褒美 ・天明八申年（1788）

窮民之者施物いたし候段奇特の由為御褒美御金貳百疋・御書付頂戴仕候

御誉の書付 ・寛政二戌年（1790）

出水囲ひ差配争骨折之段御誉之書付頂戴

御褒美 ・寛政八辰年（1796）

水行御見分有之候砌組頭坂野弁六郎様笠松御役所へ御引取之節御役所へ召出

今般川通御案内差配為御褒美御酒代金百疋下置候

御誉の書付 ・

堀川御浚ニ付人足三百人差出候付御誉之書付頂戴

御目見御免 ・寛政十午年（1798）

十月

年頭御目見御免被戊下御書付頂戴仕候

御褒美 ・寛政十一未年（1799）

大垣様江栗笠村佐藤与三郎調達金之儀に付入組内済為御金三百疋御書付頂戴

大垣様より御金五百疋未十一月被下置候濟口の上銀三枚

右は采女守様より被送候旨頭奉行衆書状添候

同  
・同  
十二月  
御金貳歩是は午年入水之節相働キ都合能□に付御書付頂戴

御金三步是は午年御普請之砌相働申候御褒美被下置候

同  
・寛政十二申年(1800)  
御料馬之瀬村御領分牧村大垣御領分南波村今福村悪水落借地之儀入組出入北方御奉行様より宇多須御役所へ被仰越右取扱北方御役所より被仰渡内済御金

三百疋御褒美御書付頂戴 大垣様より金三百疋御肴一折頂戴仕候

同  
・同  
二月  
御領分船付村谷伝之右衛門と大垣御領内原村牛之助金子出入内済

大垣様より銀三枚 采女正様より被送候由頭奉行衆御添状被下候

ご褒美  
・享和元酉年(1801)  
御領分横曾根村大垣御領四ヶ村分水江通<sup>ニ</sup>致度地元豊喰新田及引合相調 大

垣様より金三百疋御肴一折

同  
・同年八月  
御料拾ヶ村御領分七ヶ村大垣衆五ヶ村大垣御預り所五日市村と牧田川出水除

之堤丈夫所出入 熟談の上堤丈夫に相成水下村々望通り相成候 大垣様より

御持服拝領仕候

同  
・同年  
大水之節昼夜出精いたし相働キ骨折候<sup>ニ</sup>付為酒代御金百疋頂戴仕候

庄屋役切分  
・文化子年(1804)  
被召出追<sup>ニ</sup>取扱内済為深切之段右切分<sup>ニ</sup>而忤□治郎へ譲<sup>リ</sup>同人へ苗字御免被仰

付難有奉存候

ご褒美  
・文化二丑年(1805)  
御領分榎戸村大垣御領長松村と水論出入内済 上下地壹卷、御金貳分頂戴

一、出入内済

・明和七寅年（1770）

三月

両品は御領嶋田村之内高田町繁治御領分三湊出入取扱方宣由被仰渡并榎戸村長松村出入済口被下置頂戴仕候

西岩道村岩次郎と惣百姓との出入内済

・安永元辰年（1772）

西岩道村岩次郎と庄屋弁三郎と出入内済

・同年

御料大跡村御領分口ヶ嶋村用入出入内済

・安永六酉年（1777）

十一月

御料有尾村伊左衛門と同新田所左衛門出入笠松御役所にて双方対決し御吟味大入組に相成候桑原藤右衛門様の御掛合有之内済

・同年

二月

下笠村庄屋金大夫大借に付村方入組出入内済

・安永八亥年（1779）

江月村庄屋定吉同村頭百姓市兵衛出入内済

・安永八亥年（1779）

御料室原村八郎左衛門と御領分佐藤与三郎扣地出入内済

・同年

十一月

神戸村了覚と忤戸祢松後家出入双方熟談相成候

・安永九子年（1780）

神戸村田代七郎兵衛と林惣衛門金子出入内済

・天明元丑年（1781）

口穴村と竹ヶ鼻村出入拾八ヶ年之門入組内済

・同年

八月

江月村祭礼出入内済

・同年

御領分佐藤与三郎と口ヶ嶋村扣地出入内済

・天明二寅年（1782）

御料大藪村栄治郎と横曾根村庄屋三四郎地方出入内済

・同年

御公義様御入用御普請有之ニ付御領分牧村と大垣御領門水落に被成度思召に

て桑原藤右衛門様より取扱被仰付御料馬瀬村牧村同水仕大垣御領水門下にて  
双方落合悪水落相極メ熟談為致候

・天明五巳年 (1785)

御料有尾村同新田横屋村右三ヶ村と御領分下笠村下池中除出入 取扱被仰付  
其上江戸表へ罷下久世丹後守様へ罷出候

・天明七未年 (1787)

高須輪中万寿新田圠樋伏替に付御料御領分高須御領共五拾ヶ村出入右御糺に  
江戸御普請役御兩人御預所豊喰新田へ御着被成私儀御呼出取扱被仰付内済

・天明八申年 (1788)

御領大尻村藁屋佐兵衛高須医師重庵と金子出入内済

・寛政元酉年 (1789)

御料小柳新田御領分借地圠所七月切入同水落大場新田根古地新田へ及談判両  
村同道仕御入用御普請評議に相成村上只右衛門様其外様御引取に相成り候

・寛政四子年 (1792)

御領五ヶ町村より高須御領分札野村と出入 勘弁之趣奉伺上候処御評議可有  
之御下知可被仰付旨村上只右衛門様被仰渡未<sup>タ</sup>御下知無御座候

・寛政六寅年 (1794)

名古屋綿屋儀兵衛と大吉新田藤三郎金子出入内済

・寛政七卯年 (1795)

御領柳湊村五町村と高須御領分西小岩村御境出入内済

・同年

御領分脇野村長兵衛高須御領松ノ木村団九郎金子出入内済

・寛政八辰年 (1796)

大吉新田和吉と同村藤三郎金子出入内済

・寛政八辰年 (1796)

御料小巖村と御領分三拾町野村弥兵衛御用筋金子出入内済

・寛政九巳年 (1797)

御領分西岩道村岩治と大垣御領若宮弁三郎と金子出入内済

・寛政十一末年（1799）  
御料岩道村御領分口ヶ嶋村西岩道村右三ヶ村より下笠村用水に付内済

・同年  
御料幡長村庄屋今右衛門御領今尾村□近松右衛門と扣地出入内済

・同年  
御領鳥江村清左衛門と大垣御領分高畑村兵内金子出入内済

・同年  
御領分西岩道村岩次郎大垣江調達金出入内済

・寛政十二申年（1800）  
大垣御領所真桑村と御領分曾井中嶋村大垣御領石神村宗門送り一札之義に

付出入石神村政右衛門入牢大さ入組内済

・享和元酉年（1801） 正月  
御領分栗笠村佐藤丈衛門高須町喜八と金子出入内済

・享和元酉年（1801）  
五日市村前土取場に付水下村に出入熟談相成相済

・同年 十一月  
御料押越村堤竹木切払丈夫付に付水下村こと相掛り候処右竹木五日市村より

植付置候に付五日市村へ切取候節由出普請差留候に付内済

右之通明和七寅年（1770）より文化二丑年（1805）迄三拾六ヶ年之間取扱為致内済御達奉申上候 已上

丑十月 大野村庄屋 渋谷理兵衛

碓氷清八郎様

右後

一、文化三寅年（1806）三月 水行書直願ニ付江戸表へ罷下り卯九月迄相勤婦村被仰付候

一、文化五辰年（1808）正月 右御用に付御奉行所より御召下翌巳正月迄相勤婦村被仰付候

一、文化四卯年（1807）三月 大垣表御懸合御数度も相勤申候

一、文化八末年（1811）三月 御料直江村飯積村金屋村三ヶ村と御領蛇持村飯田村堤高下ヶ出入出来に付蛇持村兼帯庄屋被仰

付一件内済

未 渋谷代右衛門

一、文化九申年（1812） 大垣御領津山村本専寺御領分雲石村義三郎金子出入入済

一、文化十酉年（1813）正月 江月村江代米村分出代〇〇〇内済

一、同年 九月 温地村東西庄屋出入内済

一、同年 十一月

一、同壹月水行御普請所 紙汚れ破損等読み取り難し

一、文化十一年（1814）六月

② 渋谷理兵衛政常 享和元酉年（1801）→文政七甲年（1824）

一、庄屋役名代 享和元酉年（1801）

二月

幼名代吉、父名代并父に差添御用相勤候節帯刀御免被成下置候、已来名代役相勤申候

庄屋

文化二丑年（1805）

代替奉願上苗字帯刀御免被成下置候

庄屋役被仰付相勤申候、壹ヶ年に米四石ツゝにて御座候処半数は受取代銀を以て毎年自普請之内へ差入申候残り半数は村方下用減の為受取不申困窮所に付下用減筋等常ニ心懸け取扱依無給同様にて天保十亥年（1839）迄三拾五ヶ年無難に庄屋役相勤申候

八代

私家之儀文禄年中（1592→1595）より代々庄屋役相勤私迄にて八代相勤申候

宗門自分一札

・文化十一戌年（1814）

御目見

・文化十四丑年（1817）十二月

年頭御目見御免成下置候御書付頂戴

一、調達金

・文化十三子年（1816）

金貳拾兩調達被仰付上納仕候

・文政六未年（1823）

金六拾五兩調達被仰付上納仕候

一、伊尾川通堤  
自普請

・文化三寅年（1806）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>半四郎上洩所長三拾五間腹付自普請

入用銀百九拾六匁に御座候

・文化五辰年（1808）

伊尾川通字園七東杭朽損場所数百廿七本自普請

入用銀貳百七匁四ト

・文化六巳年（1809）

伊尾川御堤字<sup>サ</sup>馬道欠所長三拾八間腹付自普請

入用銀貳百拾貳匁八トに御座候

・文化七午年（1810）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>惣太北欠所長三拾七間腹付自普請

入用銀貳百三拾六匁八ト

・文化八未年（1811）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>馬道洩所欠所長三拾九間自普請

入用銀貳百七拾貳匁四ト

・文化九申年（1812）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>源四郎南洩所長貳拾五間自普請

入用銀貳百匁

〃

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>六反田上垂所長拾八間小段取揚自普請

入用銀百四拾四匁

・文化十酉年（1813）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>惣太東杭猿尾修復并杭朽損場所数百廿八本自普請

入用銀貳百九匁

〃

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>半四郎上欠所長貳拾貳間腹付自普請

入用銀貳百拾匁

・文化十一戌年（1814）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup>彦九郎上洩所長貳拾八間腹付自普請

入用銀貳百匁

・文化十二亥年（1815）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 亀藏西洩所長貳拾五間腹付自普請  
入用銀百八拾匁

・文化十三子年（1816）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 定助北欠所長貳拾七間腹付自普請  
入用銀貳百貳拾匁

・文化十四丑年（1817）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 惣兵衛東杭朽損場所數百貳拾七本自普請  
入用銀貳百七匁四卜

・文政元寅年（1818）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 庄藏北洩所長三拾貳間小段取揚自普請  
入用銀貳百六拾匁

・文政二卯年（1819）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 馬道東杭場所急破出來數百本自普請  
入用銀百七拾貳匁

・文政三辰年（1820）

伊尾川通御堤字 馬道欠所長貳拾二間小段取揚腹付自普請  
入用銀貳百匁

・文政四巳年（1821）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 善治郎東并字<sup>サ</sup> 六反田東杭場所數百本自普請  
入用銀百七拾匁

・文政五午年（1822）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 佐平東杭百本自普請  
入用銀百六拾八匁五卜

・文政六未年（1823）

伊尾川通御堤字<sup>サ</sup> 庄藏東杭損欠込候場所數百本自普請  
入用銀百八拾五匁

一、困窮施シ

・文化八末年（1811）

・文化十二亥年（1815）

村方困窮難渋仕り候に付格別窮民共、雑穀三拾七俵施シ申候  
深溜にて田畑水腐仕村方困窮難渋仕候付窮民共、麦貳拾八俵施シ并村方困窮  
に付金五拾兩無利足年賦済にて取替遣し為取続申候尤格別困窮者は夫成に仕  
置申候

・文政二卯年（1819）

十六村之儀経て困窮にて相続不行届候に付近村頭立候者、手当筋之儀被仰渡  
其節金五兩施シ申候

大吉新田困窮仕り諸上納物等差支申候に付山本平太夫様より被仰渡私金貳拾  
兩船付村谷伝之右衛門下笠村小野作兵衛右兩人にて金三拾兩都合五拾兩右  
村へ取替遣シ御年貢上納相成申候

・文政三辰年（1820）

田畑兩作共深溜にて村方困窮難渋仕候に付窮民共、四斗入米拾六俵余買入  
施シ又田畑水腐仕り當時の野菜も尽果迷惑難渋に付あらめ八拾五貫目買入村  
中一円に施シ尚村方困窮之者共、金參拾兩無利足にて取替遣シ申候

・文政五年年（1822）

深溜にて田畑水腐仕り村方困窮難渋仕候付米六石麦拾俵窮民共に施シ又村方  
難渋之者共、金貳拾兩無利足にて取替遣シ申候

一、個人救済

・文政三辰年（1820）

・文政五年年（1822）

海松村百姓伊八後家居家焼失仕り難渋之由に付米五斗手当遣シ申候  
大垣御預所東岩道村百姓喜蔵至て困窮難渋仕候付金貳分施シ候大垣御領分豊  
田喰新田百姓曾平治居家焼失仕り難渋之由に付米五斗手当遣シ申

・文政六末年（1823）

大垣御預所上之郷村百姓助左衛門至て困窮難渋に付金貳分施シ遣候船付村百



③ 渋谷代右衛門政高 文化十二亥年(1815) ～ 嘉永六丑年(1853)

一、庄屋名代 ・ 文化十二亥年(1815)

洪水之節伊尾牧田津屋赤坂合原と諸川一時に出水御堤大難場出来仕候其節父に差添人足数百人召連昼夜共折詰相働<sup>キ</sup>困<sup>ヒ</sup>留候御褒美として翌年父名代<sup>并</sup>

父差添罷出候節苗字帯刀御免庄屋名代被仰付候(天保十亥年迄二十四ヶ年間)

庄屋役 ・ 天保十亥年(1839)

八月

父の跡庄屋役被仰付候

御目見 ・ 嘉永元申年(1848)

正月

一代限年頭御目見被仰付候

名披露 ・ 嘉永五子年(1852)

十二月

一代限名披露御目見被仰付御上下等式包頂戴仕候

一、調達金上納 ・ 天保九戌年(1838)

十二月

正金拾両調達仕候

・ 天保十亥年(1839)

六月

正金拾両調達仕候

・ 天保十三寅年(1842)

六月

御勘定所河村紋左衛門様御懸にて正金百両調達被仰付上納

・ 天保十四卯年(1843)

十二月

正金六両調達仕候

・ 嘉永二酉年(1849)

閏四月

当村御普請に付金百拾六両式分調達

・ 嘉永三戌年(1850)

六月

御地頭無抛御入用筋に付調達金仕候御地頭御勝手向追ニ出精相勤候

八月

大牧新田切取急水畠御用被仰付同月廿日より日ニ罷出相勤<sup>メ</sup>忤逸次郎儀も廿

二日より罷出相勤申候且右御入用之内、金式拾両調達仕候

一、御組込普請 ・ 嘉永三戌年(1850)

御組込御普請に付御堤添に罷在候者之居家三軒取除申候処小高難渋之村方に

一、今尾輪中入水  
(苗粃)

・天保六末年 (1835)

付村高離れ自分賄ひを以て金七両手当遣申候御組込御普請に付多芸輪中村々兼帯庄屋心得御用相勤候様被仰付九月御公役様初見之節御迎御見送り所々御旅宿等へ罷出十二月十五日より亥年二月二十九日迄御場所は不及申所々御旅宿笠松御役所其余御迎御見送等に付宮宿一之宮笠松等へ度々罷出候忝逸次郎儀右御普請中庄屋役願上是又日々御場所其外所々御旅宿等へ罷出親子共相詰相勤候且御公役様之儀は右御日数之内過半私へ御宿被仰付其余御公役様方度度御休泊被仰付首尾能御回見相済御公役様私方より御引払相成申候  
今尾輪中入水に付御地頭より追苗粃之儀被仰出候付囲ひ置候御冥加之為差上候

入水救済調達金

・天保九戌年 (1838)

七月

十六村初入水に付夫食代御繰合セ候様急調達被仰付正金貳拾両調達仕候

一、囲米

十一月

下笠村田中権右衛門・船付村谷伝之右衛門私三人ハ窮民夫食相願候節之為囲米仕候様被仰付私へは四斗入四十俵囲米被仰付候

囲米差上

・天保十亥年 (1839)

一、御堤自普請

・天保十一子年 (1840)

十月

荒年貧民御救筋御備之為御囲米之儀被仰付候に付米四斗入三拾俵差上候  
御願申上伊尾川通御堤 長百貳拾六間 馬壱間重壱尺貳寸 長五拾六間 馬貳間重壱尺 長三拾四間 馬二間重壱尺貳寸 右入用并禿地土代共合 金拾六兩貳分 右之通自普請仕リ御見分被成下候

・嘉永元申年 (1848)

二月

伊尾川通御堤長百貳拾八間 馬貳間重貳尺 長八拾間 馬貳間重壱尺 長三

拾六間 馬式間重四尺 長百拾間 馬式間重式尺 長百拾五間 馬式間重三尺  
尺 右入用<sup>并</sup>

禿地土代共合金百拾六匁三分式朱 右之通自普請仕<sup>リ</sup>翌酉年四月御見分被成  
下候同年御勘定所へ被召出御普請出来宜敷且壱人立多分調達金仕<sup>リ</sup>自普請を  
も仕候段御譽之御書付被下置候

・嘉永五子年（1852）

三月

伊尾川通御堤 長式拾六間 新法三間三尺六寸 古法式間三尺六寸

厚平均三尺六寸 出来馬壱間

勾配七寸 本堤分より五尺下り

長七拾五間 新馬式間 古馬式間壱尺七寸

重平均六寸 内外勾配七寸

長六拾六間 新馬式間 古馬三間壱尺壱寸

重平均壱尺五寸 内外勾配七寸

長七拾九間 新馬式間 古馬式間四尺三寸

重平均壱尺五寸 内外勾配七寸

長百三拾間 新馬式間 古馬式間 重平均壱尺

外方 新法壱間八寸 内方 新法四間五尺三寸

古法五尺七寸 古法四間式尺五寸

厚平均壹尺四寸

長八間 新法三間壹尺五寸 古法貳間壹尺 厚平均三尺

四寸

右之通自普請御願申上此節普請中に御座候

貼紙未々普請中に御座候間禿地土代等難相分候得共人足

質凡金六拾両余に御座候

世情変遷に伴い

天保の改革

一、古金銀引替 ・天保十二丑年（1841）

古金銀賄候者引替候様取扱世話可仕旨被仰付拾壹ヶ村引請取扱仕候

他所への  
出米禁止

同

十月

他所へ出米御差留被仰出隣村締可仕旨被仰付候

同

□調達惣代被仰付候

物価引下令風俗取締令

儉約  
諸色値下ヶ

・天保十三寅年（1842）

儉約并諸色値段引下ヶ方等之儀被仰出 船付村安田七郎兵衛私兩人へ拾壹ヶ

村引受締世話方被仰付候

銀御切手引受人

・天保十五辰年（1844）

（弘化元年）

銀御切手引受人惣代被仰付引替仕候

寺社御役所  
御用間

・弘化三年（1846）

六月

寺社御役所御用間被仰付相勤追調達金等も仕候

・同

御鷹場御免回り方役人様御回村にて御植木奉差上候

米切手 弘化四年(1847) 七月

米切手金八両三分調達仕候

細久手宿御救講 嘉永二酉年(1849) 六月

細久手宿御救講に付鳥江村吹原勘兵衛、舟付村谷民吉私三人、拾式ヶ村引請惣代被仰付相勤申候

米穀高値 嘉永三戌年(1850) 七月

米穀高値に付村人共難渋仕候に付四斗入米貳拾六俵窮民へ施<sub>シ</sub>申候

米麦等他所積取締 嘉永四亥年(1851) 正月

米麦雜穀共他所積締方被仰付候

一、災害村内救済施 天保二卯年(1831)

水損難渋にて高持<sub>并</sub>作人共・勘定相立不申付正金貳拾八両貳分無利足貸金仕候<sub>并</sub> 初千蔭代正金貳両、肥代金四両、何れも無利足貸渡其後追<sub>ト</sub>受取申し候

天保三辰年(1832)

水損難渋に付作人共、正金拾兩無利足貸金仕<sub>リ</sub>追<sub>ト</sub>受取申候

天保四巳年(1833)

水腐難渋に付作人共一同へ米五石七斗九升取立米の内を以て極月勘定之節堪弁手当遣<sub>シ</sub>申候

天保六未年(1835)

水腐難渋に付作人共一同へ米八石三斗八升三合勘弁手当遣<sub>シ</sub>申候

天保七申年(1836)

翌酉年兩年に窮民共、正金百貳拾九兩三分銀拾壹匁四ト貳厘分諸品にて施物仕<sub>リ</sub>候

非作に付村高持<sub>并</sub>掟作人共勘定相立不申家数四拾九軒、正金百七拾兩壹分、銀拾貳匁無利足貸金仕候又作人共一同へ米拾壹石四斗八升九合勘弁手当遣<sub>シ</sub>申候

天保八酉年(1837) 九月

初千蔭代正金九兩貳朱村内家数三拾四軒、無利足五ヶ年済貸金仕候又水腐に

付作人共一同、米九石七斗六升八合勘弁手当遣申候

・天保九戌年（1838）

村方困窮難渋に付窮民共、米四石八斗施シ水腐に付作人共一同、米五石六斗式升勘弁手当及び正金三拾四兩無利足貸金仕候

・天保十亥年（1839）

作人共へ肥代金八兩式分、九月粃千藎代金四兩無利足貸金仕り追々受取申候  
村方格別窮民共、米式石雜穀五俵施シ水腐に付作人共一同、米四石式斗九合勘弁手当正金拾兩無利足貸金

・天保十二丑年（1841）

水損に付作人共へ米壹石壹斗七升七合勘弁手当無利足貸金

・天保十三寅年（1842）

水損に付村内格別窮民共へ米壹石施シ作人共一同、米三石五斗三升六合勘弁手当、村方へ正金拾兩無利足貸金仕候

・天保十四卯年（1843）

水損に付作人共一同、米三石六斗式升四合勘弁手当無利足貸金

・天保十五辰年（弘化元年）（1844）

” ” 米三石七斗三升勘弁手当無利足貸金

・弘化二巳年（1845）

粃千藎代正金三兩無利足貸金追々受取申又ス水損に付作人共一同へ米六石六斗六合勘弁手当遣シ申候

・弘化三年（1846）

村内格別窮民共、正金四兩及び粃千藎代金四兩無利足貸金仕リ候

## 大風

・弘化四未年（1847）

大風に付村内後家五軒、金式兩式分無利足貸金、并白米八斗手当遣シ水損作人共一同へ米壹石八斗壹升四合勘弁手当、金拾兩無利足貸金仕リ追々受取申候

・嘉永二酉年（1849）

水損格別窮民共へ米壹石施シ申候又作人共一同へ米八石六斗三升壹合勘弁手

当、<sup>并</sup>金三拾兩貳分無利足貸金仕候

・嘉永三戌年（1850）

入水浚翌亥年迄に金百兩、銀五拾九匁三ト八厘分諸品にて窮民共へ施シ物仕候、難渋者拾貳軒へ金八兩無利足貸金仕リ施同様に御座候入水に付豊喰村地内川並控畑村人共越作仕り候分并村内畑半毛取之分共都合米七拾三石貳斗壺升之代金百六拾貳兩、銀四拾壺匁三ト三厘無利足貸金はも施シ同様に御座候、出水之節御堤難場囲ひ人足へ白米四石六斗焚出仕候この代金九兩と銀三拾五匁に御座候

## 稀成大水

八月六日夜より十日曉迄稀成大水にて川々一時に出水仕リ御堤通危難之場所数多出来仕リ既に切入にも可相成大難場昼夜身命を不顧人足共裁許仕リ囲ひ留地内にて切入相遁申候

・嘉永五子年（1852）

不作難渋に付作人共一同へ米五石壺斗四升貳合勘弁手当遣シ申候

## 一、出入内済

・文政十一子年（1828）

安八郡大□村早川理右衛門より質地証文金返済滞に付大垣御預御役場へ出願今尾山中伊右衛門私兩人にて立入内熟相整申候

・天保六末年（1835）

石津郡市之瀬村之者と多芸郡上方村之若者共と五ヶ市村神祭之節爭論差起申候女難事に付内輪に立入り品よく取扱ひ候様被仰付内熟為仕候

・天保九戌年（1838）

下笠村田中権之右衛門より御訴訟横曾根村安田彦八私兩人にて立入内熟仕候西岩道村岩次郎より貸金滞出入に付今尾山中伊右衛門私兩人にて内熟相整候

・天保十亥年（1839）  
・天保十五辰年（1844）  
（弘化元年） 六月

江月村元右衛門より金談出入大吉新田山内氏蔵私兩人立入内熟相整候

・弘化二巳年（1845） 二月 江月村高持拾余人同村庄屋吹原市兵衛相手取麦八重割出入大吉新田山内氏蔵

私兩人にて内熟相整候

・弘化三千年（1846） 八月 飯田村金右衛門より貸金出入申出飯田村庄屋日比代右衛門私兩人にて双方内

輪に立入熟済申候

・嘉永五子年（1852） 江月村茂十郎より金子出入申出、八・九年差入組居り処船付村谷伝之右衛門

と私兩人にて内熟仕候

一、当村之儀 小高底地難涉之村方ニ付成丈ヶ村入用減方心懸ヶ候故大金一時に割賦仕候而付小高持必至可及潰儀ニ候  
付村高へ割賦不仕候

一、当村米枅入四斗四升ニ候処村方困窮ニ付先々より勘弁を以て御收納米之外四斗三升式合に而取立申候

一、当村庄屋給米元来四石之定ニ候処先々より式石は村高江勘弁仕り式石は積金を仕り奉願上候自普請之足シに仕無給同  
様ニ而相勤申候

一、由緒書に準じて

祖父 理兵衛儀ハ苗字帯刀御目見御免其後隠居

父 理兵衛儀ハ幼名代吉と申す節父名代并父ニ差添相勤候節苗字帯刀御免代替り候後苗字帯刀宗門自分一札名披

露御目見御免

私 幼名吉弥と申す節父名代并父ニ差添相勤候節苗字帯刀御免父跡相続仕後蒙仰苗字帯刀名披露御目見御免

被成下置候

④ 渋谷代右衛門 明治三年(1870) 四月

一、庄屋役

天保九戌年(1838)

十二月

旧御地頭竹腰山城守様が私儀幼名逸次郎と申砌、苗字帯刀御免庄屋名代役被成下候已後父名代相勤申候

嘉永三戌年(1850)

八月

大牧新田切取急水留御用父代右衛門へ被仰付、其節父に差添同月廿二日より日々罷出相勤申候

同年御組込御普請に付父儀は多芸輪中村々兼帯庄屋之心得御用可相勤旨被仰付候間私儀御普請中居村庄屋役相勤申候

嘉永七寅年(1854)  
(安政元)

安政四巳年(1857)

父代右衛門老病差重候付代替奉願上私家督相続仕同四月父跡庄屋役被仰付候城内村兼帯庄屋被仰付(卯年迄拾壱ヶ年)相勤申候

文久三亥年(1863)

西嶋村締役被仰付(卯年迄)相勤申候

慶応二寅年(1866)

御陣屋御用達被仰付候

明治三年(1870)

献金惣代勸農惣代出津締役等節へ被仰付相勤申候

一、調達金上納献金

安政五午年(1858)

三拾五両献金仕候其余高当り献金仕候

文久元酉年(1861)

施物として金五拾両上納仕候

文久三亥年(1863)

横曽根村安田哲次郎私兩人が内へ献上金仕候(翌年御反物壱包ツ頂戴)

元治元子年(1864)

御入用御引受之内へ高当共取来金六拾両献金仕候

慶応二寅年 (1866)

周急料金拾壱両銀六匁上納仕候

慶応三卯年 (1867)

前年に同じ

慶応四辰年 (1868)

御軍費金貳拾両献納仕候其余高当り献金仕候

異国船渡来 (1853)

異国船渡来之節御手当として夫人・馬用意四ヶ村引受人 下笠村田中文右衛門<sup>并</sup>被仰付村々へ行渡人馬手当仕候

地震流行病 (1854)

地震且流行病等にて其日過者共格別難渋仕候間米壺石貳斗錢貳拾五貫文同村窮民へ施<sub>シ</sub>申候

困穀 (1860)

困穀被仰出米八石粃四石稗貳石困ひ置翌酉年施物之内へ差加へ申候

麦蒔奨励 (1866)

成丈ヶ夫食に可相成品貯方に付畔田麦蒔付方被為御諭候処、当村之儀低地にて畔田麦蒔付行届兼候付年柄に付別段之出情にて蒔付候様申諭壺反に付米三

一、自普請 (1855)

升ッ手当遣此石数壺石三斗に御座候

・安政三辰年 (1856)

奉願上伊尾川通御堤根敷杭数百拾四本石籠延長貳拾四間自普請仕候此入用銀五百八拾壺匁に御座候

・安政四巳年 (1857)

奉願上御堤長三百間 馬貳間重貳尺 重置長拾八間 馬九尺本堤<sub>カ</sub>三尺下り

小段自普請仕候此入用銀壺貫三百五拾壺匁五トに御座候  
奉願上御堤長八間、長拾間、長拾五間、深五尺六尺堀割築固メ根杭五拾六本  
自普請仕候此入用銀貳百四匁九トに御座候

・安政五年(1858)

御堤長九拾間 馬式間重壹尺五寸 石籠延長三拾六間自普請仕候此入用銀壹貫貳百七拾五匁トに御座候

・文久元酉年(1861)

奉願上御堤長八間長七間平腹直シ根杭五百七拾本自普請仕候此入用銀壹貫八百七拾匁に御座候

・文久二戌年(1862)

奉願上御堤長拾七間 馬式間重壹尺 自普請仕候此入用銀百九拾七匁ト四厘に御座候

・元治元子年(1864)

奉願上御堤長拾八間長拾七間小段腹直シ根杭百七本自普請仕候此入用銀三百九拾八匁トに御座候

・慶応二寅年(1866)

奉願上御堤根杵三ヶ所にて三拾杵六尺栗杵根卷筵筵長四拾間根杭七拾本自普請仕候此入用銀三貫五百匁に御座候

・明治二巳年(1869)

奉願上御堤通根杵根杭自普請此節普請中に御座候

堤切れ急水留

・万延元申年(1860)

五月

船付村御堤切入急水留御用被仰付御普請中日々罷出相勤当御組込御普請相成多芸輪中惣代被仰付翌酉年御清見済迄日々罷出相勤申候

一、出入内済

・元治元子年(1864)

十月

右急水留申水下村々人氣騒立候付ても御出役様御内命も有之夫々行渡人氣憤方仕候且船付村地続川添大垣御領分豊喰新田ハ之引会方并水下々御他領は人足仕候方且諸色御買上ヶ役付御内命を以私引受いたし事取計申候  
講組と唱ハ多芸筋御諸領村々寺々拾七ヶ寺差入組に付寺社御奉行所与私并西

岩道村西脇岩次郎へ取扱被仰付内輪立入熟済仕候

・慶応二寅年 (1866)

大吉新田山本利吉同村礼助笠松御支配所中郷村丈八金談出入に付横曾根村安田哲次郎<sup>并</sup>私へ内輪立入被仰付内済仕候

・慶応三卯年 (1867)

栗笠村高橋治兵衛大垣預<sup>リ</sup>所高田町地所<sup>并</sup>金談出入私<sup>并</sup>萩原村鵜飼貫一郎と内輪立入被仰付内熟済仕候

・明治二巳年 (1869)

大垣御預り所高田町庄六郎江月村江代米滞出入内輪立入被仰付内済仕候

・ ”

海松村中嶋紋左衛門儀忤百太郎身上之儀に付願出親子之間柄行違之廉内熟方被仰付立入熟済仕候

・安政五年 (1858)

米壱石貳斗錢五貫文村内窮民へ施物仕候

一、窮民への施物  
村内

・安政六末年 (1859)

米貳石五斗五升村内窮民へ施<sup>シ</sup> (以下略)

・万延元申年 (1860)

入水に付村内窮民へ五月十三日より翌酉年四月迄追々白米六石貳斗余米拾五石壱斗稗貳拾七石あらめ拾束赤味噌四拾貳貫三百目梅干貳斗錢拾壱貫九百文施<sup>シ</sup>

・慶応二寅年 (1866)

前年よりの違作に付白米八斗五升米五石三斗五合稗壱石八斗貳升五合錢六貫五百文村内窮民へ施<sup>シ</sup>

・慶応三卯年

正月与五月迄に白米七石壱斗貳升六合米四石七斗貳升五合・稗拾石貳斗三升八合村内窮民へ施<sup>シ</sup>

・ ”

六月より九月迄に米貳石五斗九升稗六斗八升八合村内窮民へ施シ

・ 明治二巳年（1869）

正月より八月迄に米八石九斗壹升六合稗拾石四斗八升五合村内窮民へ施シ

・ 明治三年年（1870）

村内難澁者へ米貳石五斗稗五斗施シ

村外施物

・ 万延元申年（1860）

□ 内村難澁者へ金壹両貳分施物仕候

・ 慶応三卯年（1867）

拾三ヶ村組合にて施物仕候私儀米貳石施シ申候

末尾に 明治三年年（1870）四月

一、風水難之節倒家并御普請ニ付堤添居所之者居宅取除右等之取建方に付而は分相応之金高取極無利足拾ヶ年済に而貸金仕拾壹ヶ年目に至り壹ヶ年分為差出貸金減少不仕様取計申候是以救筋之仕法に付違作之年には年延仕候間近年取立行届不申候

一、凶年には極難者へは前年奉申上候通施物仕候得共中難己以へは困穀を以て貸米仕豊熟之節取立困穀に取計候処近年は違作打続漸去ル卯年に少々取立候而貸米取斗候は数ヶ年に相成此石数両分相成り拾り同様に候得共元来貸米之儀に付一々石数を不奉書上候

一、当村庄屋給前々は四石之定に候処曾祖父代与貳石は村高、勘弁仕候貳石ツゝ惣高、割合受取申候右割合之貳石を以年々積立節々自普請之足シに仕候処近年諸色高値村用人足御用状継人足等前々々村定錢にて相渡候付人足共難澁仕左候通一時多分之増方取斗にては小高持難澁仕候間錢百文を銀壹匁に仕銀貳匁に付米五合ツゝ右庄屋給に足し米仕壺人立取賄人足共、相渡当分自普請入用は外賄を以積金取計候

### 3、庄屋のつとめの綴より

前の功業書と殆ど同じ内容なので特別な項目だけを拾ってみたにすぎない

#### ①尾州御領大野村の概要

書上 尾州御領美濃国多芸郡大野村概要

文化十一年三月

庄屋 渋谷理兵衛

組頭 清蔵

書上

美濃国多芸郡大野村

尾州御領 美濃国多芸郡大野村

一、高百拾九石九斗

一、家数 六拾六軒 但シ枝郷等ハ無御座候

一、村長 南北六百八拾間 東西百廿間程

内 東西三拾間程 居村 東西九拾間程 野間

一、村内本街通りニ而ハ無御座候

一、村内通行筋伊尾川通 堤長川長共六百八拾間但川中四拾貳間程

但當村下<sub>モ</sub>根古地村境<sub>ヲ</sub>村上<sub>ニ</sub>舟付間屋迄南北長千四百九十六間

一、当村<sub>ノ</sub>隣村下笠村家居迄 方角酉

凡長七百八拾間程其間田畑

一、当村<sub>ノ</sub>隣村豊喰新田家居迄 方角卯

凡長百五拾間程其間伊尾川野畑

一、伊尾川通之内当村<sub>江</sub>付船渡步行渡橋等無御座候

尤船渡之儀ハ豊喰新田掾分<sub>ニ</sub>而御座候

但<sub>シ</sub>川上<sub>ミ</sub>不破郡池田郡之内山中<sub>ノ</sub>流出川上<sub>ミ</sub>凡五里半川下<sub>モ</sub>凡七里余<sub>ニ</sub>而桑名海<sub>江</sub>入

一、御朱印地御黒印地当村<sub>ニ</sub>無御座候

一、寺 壺ヶ寺 浄土真宗 覚林寺

一、宮式社 八幡宮 如意輪宮

一、名所旧跡無御座候

一、古城跡無御座候

一、遠山見渡<sub>シ</sub> 伊吹山 方角亥 道法凡七里余

養老山 方角酉 道法凡壺里半

右之通相違無御座候

文化十一年(1814)戊三月

美濃国多芸郡大野村

庄屋 渋谷理兵衛

組頭 清 蔵

②年貢の割当と村三役の手当て、雑支出について

文政七申年御年貢三役銀之外村下用之覚 多芸郡大野村

文政八年酉正月 鵜多須御陣屋宛

小百姓 頭百姓 組頭 庄屋 五名連署

(渋谷理兵衛)

文政七申年(1824)

多芸郡大野村

御年貢三役銀之外

村下用之覚

一、錢三貫貳百文

年中御役人様御屋泊御三十式人分

但壹ヶ度百文ツゝ庄屋引請木錢御払共

一、錢壹貫六百文

年中地行所役人屋泊十六人之分

但壹ヶ度壹百文ツゝ庄屋引請木錢払共

一、錢三貫文

御陣屋御用ニ付貳拾ヶ度分

壹ヶ度百五拾文ツゝ

一、錢貳百文

今尾秋江舟出

一、錢百文

鵜多須舟出

一、錢六百文

今尾秋江鵜多須□屋祝儀

一、錢貳百文

多度山村祈禱初尾

一、錢壹貫四百文

豐喰二ヶ所横曾根舟志

一、錢壹貫文

今尾舟渡志

一、錢三貫文

年中らうそく代庄屋引請定例

一、錢五百文

愛宕山村祈禱

一、錢四貫六百五十四文

いもち送<sup>ニ</sup>付松明其外諸色代

一、銀貳百八拾五匁六ト

村方小塚小橋修復入用

一、銀三拾九匁

亥年□□拝借返上

一、銀五匁壹ト

辰年水災<sup>ニ</sup>付拝借返上

一、銀百拾八匁三厘

大藪洗堰入用割当

一、銀三百五拾貳匁九ト壹厘

輪中組合諸入用割当

一、銀貳百四拾四匁七ト六厘

名古屋宿拂

一、金六両貳分銀七匁六ト六厘

年中御觸狀遣其外小日用

一、銀貳百八拾四匁五ト壹厘

出水之節御堤圀諸色代并

内郷深溜除圀諸色代共

一、銀拾壹匁八ト四厘

羽根駒野立会谷急被并

定式普請入用割当

一、銀貳拾六匁五ト五厘

伊尾川<sup>ツヤ川</sup>通定式普請諸入用組合十六ヶ村割当

一、銀五拾三匁八ト貳厘

右同断

一、銀貳拾匁八ト

大谷川障入用割当江月村<sup>江渡</sup>

一、銀五匁壹厘

はやり病よけ御札<sup>ニ</sup>付入用

金メ七両貳分

銀メ壹貫四百五拾五匁五ト九厘

錢メ拾九貫四百五拾四文 此銀百六拾六匁七ト七厘

合金三拾三両貳分 銀貳匁三ト六厘

此米三拾五石五斗五升貳合

一、米三斗

伊勢初尾

一、米壹斗四升

有尾井領定例

一、米四斗貳升

村方作場道年貢定例

一、米三升五合

番人庄屋麦年貢定例

一、米壹石五斗

定扶給米定例

一、米壹石五斗

組頭給米定例

一、米貳石

庄屋給

一、米五斗

小坪井領足<sup>シ</sup>米定例

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 一、米六升四合     | 同所新井領定例                                   |
| 一、米壹斗石升     | 伊勢初尾取集日用代米定例                              |
| 一、米六升       | 愛宕山村祈禱宿米上下之分定例                            |
| 一、米五斗七合     | 中堤土取跡年貢輪中割当定例                             |
| 一、米三石六斗貳升貳合 | 用水江通禿地定例                                  |
| 一、米三石八斗八升壹合 | 惡水落下笠村へ出ス江代定例                             |
| 一、米壹石九斗六升貳合 | 同村方禿地年貢定例                                 |
| 一、米三斗       | 村方小杣番除番給米定例                               |
| 一、米三石九升九合   | 四月地頭所納麦金元利代米                              |
| 一、米三石壹斗壹升貳合 | 五月地頭所納麦金元利代米                              |
| 一、米三石六斗三升三合 | 七月地頭所納麦金元利代米                              |
| 一、米四斗七升七合   | 輪中組合小坪杣守給米有尾小坪井領宜シ米割当                     |
| 一、米壹斗五升     | 地頭所納縄代米                                   |
| 一、米貳斗三升四合   | 地頭所納鳥運上代米                                 |
| 一、米壹斗三升     | 新道除敷地代米                                   |
| 一、米貳石壹斗七升六合 | 六月江浚 <sup>并</sup> 用水 <sup>ニ</sup> 付諸色人足賃共 |
| 一、米壹斗壹升三合   | 村方除敷地代米                                   |
| 一、米壹斗壹升三合   | 字半四郎方御堀留迄作場道敷地年貢                          |

一、米三石八斗六升五合  
与平治上堤敷地代米

メ米三拾四石貳升三合

去末年<sup>二</sup>金壹両三分銀拾三匁壹卜三厘相増申候

合米六拾九石五斗七升五合

此金六拾五両貳分銀八匁貳卜

一、惣高百七拾七石壹斗五升壹合 御給知

但高百石<sup>二</sup>付金三拾七両銀三匁八厘

右之通相違無御座候以上

文政八年（1825）西正月

右村小百姓 彦九郎 黒印

同断 弥藤治 黒印

頭百姓 渋谷宅治郎 黒印

組頭 勝蔵 黒印

右村庄屋 渋谷理兵衛

鵜多順

御陣屋

右達書正月廿日御陣屋<sup>江</sup>彦吉差遣申候処少々

加筆有之又廿二日同人差遣相済不申米代金

前年増与訳下ケ札致候様被仰渡右下タ札致品増頼遣済

③多芸輪中拾三ヶ村組合への御救米割振表について

乍恐御達奉申上候御事 多芸輪中拾三ヶ村組合

下方弥七郎様御陣屋宛 村々勸農惣代 五名連署

御救米割振表 (渋谷代右衛門)

乍恐御達奉申上候御事

多芸輪中拾三ヶ村組合

一、袖乞千六百七拾五人

壹人に付一日壹合ツゝ壹ヶ月分 米五拾石貳斗五升

一、極難澁千六百三拾七人

壹人ニ付一日五勺ツゝ壹ヶ月分 米貳拾四石五斗五升五合

合三千三百拾貳人

壹ヶ月分此米七拾四石八斗五合

右割合左之通

米七石七斗貳升五合 横曾根村 安田哲次郎 初之者

米四石七斗四升 江月村

米貳石九斗四升 蛇持村 佐竹權之衛門 初之者分

米貳石八斗五合 飯田村 佐藤金右衛門 初之者分

米貳石八斗三升五合 口ヶ嶋村 和右衛門 初之者分

米壹石壹斗八升五合 西岩道村 西脇岩次郎 初之者分

米八石八斗八升 烏江村

米五石八斗八升 栗笠村 佐藤与三郎 初之者分

米拾三石七斗五升五合 船付村 谷伝之右衛門 初之者分

米拾石貳斗九升 下笠村 田中權之右衛門 初之者分

米三石壹斗五升 大野村 渋谷代右衛門 初之者分

米九石壹斗五升 大牧新田 鬼頭保之助 初之者分

米壹石四斗七升 大牧村 半右衛門 初之者

壹ヶ月分

メ 米七拾四石八斗〇五合

但今般御下ヶ米之差加へ前斯米数手当仕度奉存候

右は今般格別之御仁恵を以御救被下置一同難有奉申承村々頭立候者共申合前郡之割合を以秋作取入候迄為喰繼候様仕度尤来月<sub>ニ</sub>至<sub>リ</sub>麦作取入候得は人数米数等相減シ可申其節人数等之儀御達可申上候右乍恐格別之思召奉感戴私共組合村々窮民為喰繼方之模様御達奉申上候 己以

下方弥七郎様

御陣屋

右村々勸農惣代

田中文右衛門

西脇岩次郎

代印 田中文左衛門

渋谷代右衛門

安田哲次郎

代印 渋谷代右衛門

谷伝之右衛門

代印 渋谷代衛門

④ 津屋川添い三十ヶ村の堤防修理分担金について

津屋川添三十ヶ村御役高 尾州御領七ヶ村 西九月

石川小兵衛様御陣屋宛 六ヶ村庄屋連署

(渋谷理兵衛)

立払分御取立午末兩年御料御私領之割賦定

諸入用割賦御料御私領高附

一、高千三百八十七石三斗六升 下笠村

内 本田 四百五十石

新田 九百三十七石三斗六升

一、高六百七拾貳石壺斗五升三合 栗笠村

内 本田 六百四石壺斗五升三合

新田 六十八石

一、高千三百四十石壺斗九升九合 船付村

内 本田 七百拾石九升

新田 六百三十石壺斗九合

一、高百拾九石九斗 大野村

一、高四百九十五石五斗五升 口ヶ島村

一、高四百五十六石七斗九升 西岩道村

一、高百五十八石 大牧村

メ四千六百貳拾九石九斗五升貳合

津屋川添三十ヶ村御役高

尾州御領七ヶ村

一、高百十九石九斗

大野村

一、高七百拾石九升

船付村

一、高四百五十石

下笠村

一、高六百四石壺斗五升三合

栗笠村

一、高四百五十六石七斗九升

西岩道村

一、高四百九十五石五斗五升

口ヶ島村

一、高百五十八石

大牧村

メ貳千九百九拾四石四斗八升三合

右高附之通津屋川御普請ニ付諸入用御用次人馬入用諸高以

右高附之通津屋川御用人馬御普請ニ付諸入用御料御私領割合諸高先年ノ定

一、高四百五十六石七斗九升 西岩道村 内式百六十六石 只今御役所高

百九十石七斗九升 此引高西岩道村ノ申立候得共御料御私領諸入用別紙引高不致義御請来申候

一、銀六百五十九玉五卜 当二月小坪新田堤急被自普請入用高

定法十四半之割 壺ヶ村金三分之割当

尾州御領七ヶ村割当

一、銀三百十五玉 御料立合割当

今般喜三郎申立之通高別ニ仕笠松ノ津屋川入用請高

高式千九百九十四石四斗八升三合

○一銀三百十五玉 百石ニ付十玉五卜式厘□□当

高四百五十六石七斗九升

一、銀四十八玉五厘 西岩道村

高四千六百式十九石九斗五升式合 七ヶ村内輪にて割直御料立合定法

一、銀三百十五玉 百石ニ付六玉八卜□三厘

高四百五十六石七斗九升

一、銀三十壺玉八厘 西岩道村

二口差引

○銀三玉五厘

○銀十三玉九ト貳厘

先年<sup>ろ</sup>之定法崩<sup>シ</sup>高割<sup>ニ</sup>致<sup>シ</sup>候義ハ此之割合御座候勿論定法  
を崩候儀御料組合承知不仕然共彦八願<sup>ニ</sup>付無<sup>（紙）</sup>捌別帛<sup>（紙）</sup>濟口之  
通内濟仕候右ハ聊之儀申立御役所迄も奉懸御苦勞村々にて  
は費用之入用相懸り<sup>ニ</sup>崧三郎存其迷惑<sup>ニ</sup>奉存候六ヶ村<sup>ハ</sup>崧三  
郎我意申立<sup>ニ</sup>返立て仕候ハ、高百九十六石七斗九升之引高  
ハ御料所<sup>ハ</sup>内輪高承知仕候付先年<sup>ろ</sup>引高ハ不仕候然共西岩  
道村<sup>ハ</sup>相頼候<sup>ニ</sup>付六ヶ村<sup>ハ</sup>勘弁を以て割直之定法仕来候処  
崧三郎我意<sup>ニ</sup>誉り候段御勘察奉願上候以上

酉九月

栗笠村庄屋

佐藤文四郎

口ヶ島村庄屋

田中弥藤次

下笠村庄屋

北垣彦作

船付村庄屋

谷伝之右衛門

大野村庄屋

渋谷理兵衛

大牧新田庄屋

足立元右衛門

石川小兵衛様

御陣屋

#### 4、幕末の動きの綴より

攘夷開国と大変革を成した時代とあって御達し文書の写しの収集綴り。この地の動きは記されていない。交通連絡網など今ほど便利でなかった当時であって辺鄙の地まで情報が行き渡っていたものだと感心しながら、私の目にしたことのない文書を数点拾ってみることに止める。

##### ①攘夷勅書

(勅書写 御書付写 文久二年(1862) 十二月)

十二月廿九日

##### 公義が被仰出之書付

此度勅書之通被仰出候ニ付而ハ隠之之策略被為聞召義被思召候間見込已細相認来二月御上洛前トして早々可被差出候依而ハ御国内之人心一致無之而ハ難相成儀ニ付兼而も申達置候得共尚此上別而念入武備嚴重相整候様可被心懸候尤委細之義ハ広議之上叡慮御伺ニ相成候間方今無謀之所業無之様隠々家来者江茂吃度可被申付置候事

##### 勅書写

攘夷之儀念先年来到今日不絶日夜患之於柳営各々変革施新政欲慰朕意怡悦不斜然举天下於無攘夷一定人心難到一致乎且恐人心不一致異乱起於邦内早決攘夷布告等大小名如其策略武臣之職掌速尽衆議定良策可拒絶醜夷是朕意也

## 御書付写

今般攘夷之儀決定有之天下へ布告ニ茂相成候上は外夷何時海岸ヲ却掠シ畿内ニ闖入之程茂難測候間禁闕之御守衛嚴重被仰付度被思召候然処海国は夫々防禦向茂有之御岸ニ引離候諸藩者救援之手当等有之事ニ付辺鄙ニ畿内ニ警衛差出居候而ハ自然不行届之筋茂可出来且自国之兵備手薄可相成国々之疲弊之義可至候間京師守護之義者御親兵ニ候義可弥警衛之人数ヲ不被置而者実以畏襟ヲ茂不被安候間諸藩ヨリ身材強幹忠勇氣節之徒ヲ令拱募時勢ニ随ヒ旧典ヲ御斟酌ニ相成御親兵ト被遊度被思召候右親兵被看置候ニ付而は武器食糧等准之候間是又諸藩へ被仰付石高相応貢獻致候様被遊度候但是等之儀ハ制度ニ相渡候事ニ付於関東取調諸藩へ伝達有之様被仰出候最即今之急幣ニ候間早速評定可有之御沙汰被為有候事

## ②勅書を受けた徳川家茂よりの返翰書

(柳菰御翰臣家茂 文久二戌年(1862)十二月五日)

正月二日夜坊城大細言殿方被仰渡三日夜御指立相成十二時之持込四日夜着尾張大納言儀自国政事追ニ変革専復正議候由達叡聞御満足思召候畿内神宮等御守衛向前大納言江御沙汰有之候儀大納言ニモ共々□奉安叡慮尽力有之候様可申達旨被仰出候ニ付自関東通達可有之候得共為以後可申達様関白殿被命候事

正月

柳営御返翰

勅書謹而拝見仕候 勅諭之儀奉畏候策略之儀ハ御委仕被成下候条夫々衆議上京之上委細可申上候誠恐謹言

文久二戌年十二月五日

臣家茂

今度被仰出候攘夷之叡慮天下ニ命告仕候ニ付而ハ御親兵之儀御沙汰之趣奉拝承候然而ハ家茂征夷之宣任ニ應リ且右近衛大將軍を兼任仕候上は御守衛之職掌ニ候間乍不肖堅固ニ御守衛等之御手配可仕尚不足ニ被思念候ハ、諸藩ヲ召登も仕候得共一昧外夷を攘候ニハ皇国全地之警衛肝要ニ而列藩之儀ハ国力を為振九州ハ誰ニ奥羽ハ誰々と申如く藩鎮之任を守衛仕候ハ、可然と奉存候仰願くは此上日被為聞食分候様仕度奉存候猶明春早々上京之上奏聞を可奉経 恐惶謹言

十二月五日

御実名

③徳川慶喜より幕府追討の儀に対する御願書

(慶喜 夫々江奏聞之儀御頼御書面写)

夫々江奏聞之儀御頼御書面写

此度御追討使御差向可為在哉之趣遥ニ奉承知誠ニ以驚入奉恐入候次第御座候段慶喜一身之不束カ生し候儀ニ而天恕ニ触候段一言之申上様も無御座次第ニ付此上何様之御沙汰御座候共聊無意憾奉畏候所存ニ而東叡山江謹慎罷在其段下ニも厚申添仮令官軍御差向御座候共不敬之儀毫末不為仕心得にて御座候得共敵国之儀ハ四方之土氏悞悞之土地にも御座候得は多人数中ニハ万一心得違之者無之とも難申右近カ恭順之意を失ひ不慮之儀等有之節は尚更奉恐入候而已ならず億万之生多塗炭之苦を蒙り候様ニ而ハ実以不忍次第ニ付何卒官軍御差向之儀ハ暫時御猶余被成下臣慶喜一身ニ而無罰無罪之生民塗炭之苦を免候様仕度臣慶喜今日之急願此事ニ御座候右之趣厚御謀察被成下前文之次第御聞届被給至候様淑清奉歎願候此段奏聞被成下候様奉願上候

以上

二月

慶喜

④ 亜墨利加合衆国より願書翻訳

(嘉永六癸丑年(1853) 七月 亜墨利加合衆国より願書翻訳之写)

一 嘉永六癸丑年七月 亜墨利加合衆国ヨリ願書翻訳之写

亜美理駕大合衆国大統領後相勤候性ハ斐<sup>ヒルモ</sup>漠<sup>ン</sup>名ハ美<sup>シル</sup>棘<sup>ラル</sup>ト申候者御通申候日本国大君主殿下ニハ平安被成御座是を至極尊むへく敬うへき良友と可申にや今般別段本国の兵船を引統し国書を携へ貴国の御境を打越へ改て殿下之尊覽へ相備へ候拟右海軍惣將<sup>江</sup>勤西候而申付候は我等心中ニ前々より貴国と通好致度実情を取次申述候付殿下之疎略<sup>ニ</sup>不思召を願ふ今度我両国<sup>ニ</sup>て親友之懇更を取結始免度に依り且は通商之ケ條を相定<sup>メ</sup>度存候此度願差役<sup>ペル</sup>彼理<sup>リ</sup>へ申付貴国<sup>江</sup>罷出右ニケ条之儀取捌んため君主殿前<sup>江</sup>御通し申候尤吾合衆国規定之仕来には諸役人異国之政札杯差越引統候義之禁制<sup>ニ</sup>付此度明白<sup>ニ</sup>此願差役之者<sup>江</sup>申付貴地在留之節ハ貴所人民など勞役援助為致間敷との事也扱當時合衆国之広大なる事は其東西之辺境ハ皆東洋迄相達し其内西界ハ日本国へ相對し候若大輪船<sup>江</sup>相乗<sup>カ</sup>加理<sup>リ</sup>科<sup>ホ</sup>咄<sup>ル</sup>尼<sup>ニ</sup>啞<sup>ヤ</sup>省と申地を離<sup>レ</sup>又は呵<sup>テ</sup>哩<sup>リ</sup>干<sup>ニ</sup>郡と申地方よりして太平洋を駈<sup>セ</sup>越候得ハ昼夜十八日にして貴国之湊口<sup>江</sup>到着致す也合衆国之一省名を加理<sup>カ</sup>科<sup>ホ</sup>咄<sup>ル</sup>尼<sup>ニ</sup>啞<sup>ヤ</sup>と申ハ大国にて産物も多し毎年黄金を出す事四十万両程之多さにて白銀水銀宝玉等の諸物も同様に多く出産す 日本も又同様ニ富<sup>ミ</sup>肥<sup>ヘ</sup>沢山<sup>ニ</sup>宝物を出産す其人物ハ聰明利発<sup>ニ</sup>而芸能多く候也此隣接之地相互<sup>ニ</sup>往来世ハ必共に大利益を得ん事疑ひなし

我等固ク此訳<sup>ニ</sup>付て交易を開んと存する也 爰に兼て想得候ハ日本国古来之掟<sup>ニ</sup>ハ只々唐土紅毛国之船ハ通商差許され候得共此両国之外ハ一切列国之船湊口<sup>江</sup>入る事を許されず候乍去世間之状態万国之政事も迫々古例を改革いたし新法<sup>ニ</sup>取換へ候儀ハ多々見当り候也 其上貴国にて最初古例御取立被成候時分ハ亜美理駕末<sup>タ</sup>新地球と名付候位之事<sup>ニ</sup>而候得ハ欧羅巴国之人共本地を懸離し此地之山々<sup>江</sup>入り住居して大地を闢キ耕作植付等致し彼地在住良久しかりしか今ハ人民も少ク□らく貧敷に候き只今ハ民生も繁昌し交易之儀も年を遂て盛に諸所も行ハレ候此等之儀殿下<sup>ニ</sup>も委細御承知被成候事と存候若し古来之仕来を改められ我両当国之者共ハ売買を御免とならハ双方共<sup>ニ</sup>大利益を得る事ならん若哉夫共君主<sup>ニ</sup>ハ只々古来<sup>ニ</sup>従ハレ異国船ハ浸<sup>リ</sup>入津を免されすとならハ是ハ御国法<sup>ニ</sup>照リ合セ先数年之ために取行為へ亦々五年十年之間に及ふも差支候儀ハ有まし扱篤と利益之有無御承知被成或ハ売買をも一向無益<sup>ニ</sup>被思召候ハ、又候古例<sup>ニ</sup>被引戻候ても宜からんか元来本国と外国と約定相立候節ハ数年を経候末若哉両国とも志願不致時ハ又々新約を取用不申候去レハ我両国共<sup>ニ</sup>暫湊口を開き試候ハ向後如何様之模様<sup>ニ</sup>成行も知れ申へし出又願差役之者<sup>江</sup>申付候而殿前<sup>江</sup>申上候ハ本国之船加理科咄尼咄を出帆唐土<sup>江</sup>罷越候ハ□々多く將又鯨鯨之船も度々貴国之辺境<sup>ニ</sup>近付候者も有之此等之諸船着哉台風<sup>ニ</sup>出合撃ち碎かれ海辺に漂ひ候節船ハ打破れ候得共人組之者と積荷ハ別条なき時我等<sup>ニ</sup>於て此等賊民之性命を懸念致事<sup>ニ</sup>候依是考候得ハ貴国之管吏民人なと此等之人と船とを見懸及候ハ程よく安堵撫恤を加へ恩待して仁慈を施し人も物も皆保庫<sup>ホゴ</sup>を蒙り御留置相成本国船之者侍請連立帰候様致度事也 其上本国の民たるも同じく人類之事なれば御□憐候ハ君主<sup>ニ</sup>も御存なき事の有べきや若此議論迄推厚をされハ心に快然たらさる也其上聞及<sup>ニ</sup>は貴国<sup>ニ</sup>は多く石炭を産し食物も沢山ある由夫故此願差役之者<sup>江</sup>しかと申付御直<sup>ニ</sup>言上得致りは本国大輪船大平海を渡り唐土<sup>江</sup>住ものハ其石炭を焼候事数万石<sup>ニ</sup>及び候乍去其船中<sup>ニ</sup>は多く積載せかたく途中<sup>ニ</sup>而用<sup>ニ</sup>引足不申候得共夫を次立に手立なく候併本国迄立戻候事ハ殊<sup>ニ</sup>不都合<sup>ニ</sup>候得は夫故貴国之港口<sup>ニ</sup>此諸船におりてハ入津して石炭食料を買

求て所用を次立又ハ水を汲取都合の足を求んとして也は諸物を買ひ候ニ或ハ銀錢ニ而償ひ或ハ諸品を以て取換候而も宜敷候願くハ御諾上之上南境の港口を一ヶ所取定メおき本国の諸船に暫時之内船かり致し此諸調度を貰取り且ハ食料泉水を取貯候様致度候此儀ハ可成ハ大急速ニ御便儀を得て我等の遠望を免し快心を得せしめて今度此願差役之者彼理ニ申付一組之兵船を我等へ（本文小四艘と有之）貴国江相越江戸と申名京江往き我等ニ代つて拜謁し我等の大切ニ思ふハ我両国にて朋友之情を役して貨易之道を開き本国船として食料石炭を買取具難の人民を保庫憐愍し候へと希ふ以上

諸事を除きて外ハ此願差役之者別ニ替りたる志意ハ無之候又船中には本国産の功芸なる布帛数件を積越し候是を君主江近呈致候御覽に足らぬ粗品なれと御枚納被下我等の友を思ふ真実恭敬之験を御承知被下度候偏ニ希ふハ全能具満之真神君主を保護して万福を受させ聖顧を感じ給へ哉

知せ申此国宝ハ是正真之品ニて本国の瑩壺も名所も花押も見給ひて証拠と致される

亜美理駕大合衆国之都ハ葦盛頓<sup>ワシントン</sup>ト云フ地ニ在リ西洋之記二千八百五十二年十一月十三日ニテ即チ壬子之年十月初六日ニ対ス大  
孝士依斐烈勅ヲ奉シテ表ス

一 亜美理駕ヲ献上

木綿 八十反、硝子酒 廿四、砂糖 十斤 以上

浦賀駕賀崎<sup>江</sup>異国人上陸之分行伍外ニ七ツ

一 総督 一人 一 犬 壹匹 一 将か師・官三人 一 同将校 二人 一 同指揮 四人 太鼓 二人  
一 歩卒<sup>チウエル</sup> 貳百八十人 一 樂人 十五人 赤装束 樂之攻ル

一 此方様ヲ被遺物

錦絵 五十枚、煙竿 五拾本、吸物碗 五十、鶏 百五十羽、卵 千 以上

撰待

一 奉行 大紋 浦賀御奉行俄<sub>ニ</sub>被仰付前役 御目付 鉄太郎様と之方 井戸石見守様

一 下曾根金三郎 布衣 大筒方

⑤浦賀奉行所より御届（対応書）

（嘉永六丑年（1853）六月 浦賀御奉行<sub>ノ</sub>御届）

一 嘉永六丑年六月浦賀御奉行<sub>ノ</sub>御届

・ 今三日上州相撲国城ヶ崎沖合<sub>ニ</sub>異国船四艘相見候段三崎詰之者申出候付早速為見分組之者出張為仕御囲四我為心得相達候  
処只今千騎崎辺迄迅速<sub>ニ</sub>航込候依之此段御届申上候以上 六月三日 戸田伊豆守

先刻御届申上候異国船相糺候処アメリカ合衆国政府仕遣<sub>シ</sub>軍船<sub>ニ</sub>而式艘ハ惣体鉄張之蒸気船<sub>ニ</sub>而壹艘ハ大炮廿挺余壹艘ハ大炮  
三百執挺ハツテトラ七八艘、是又鉄張之様子<sub>ニ</sub>相見受一艘<sub>ニ</sub>大炮拾式挺据進退自在<sub>ニ</sub>而艫賊不相用迅速<sub>ニ</sub>出役任応接之者寄附  
不申漸申諭<sub>テ</sub>人乗組相諭候処国主之書翰護送致奉行<sub>ニ</sub>直<sub>ニ</sub>相渡可申旨申聞組之者談等ハ引受不申既<sub>ニ</sub>江戸表<sub>江</sub>も其段相達置候  
様申之泰然自若<sub>ニ</sub>罷在猶同様之軍船数艘渡来致候段申聞一切船近辺<sub>江</sub>近寄候事相断候猶御国法相諭可申候得共不容易軍船<sub>ニ</sub>而  
此上之變化難斗只今応接中<sub>ニ</sub>は御座候得共先此段御届申上候 以上 六月三日 戸田伊豆守

・ 六月七日昨夕異国船壹艘神奈川沖本牧<sub>ボク</sub>ト申所<sub>江</sub>乗入候段注進有之直<sub>ニ</sub>御老中方御登城其後浦賀之与力退帆申諭一旦引取申候

同日 寄合肝煎 西郷賢之丞<sup>江渡</sup>

異国船内海<sup>江</sup> 乗入候節時宜寄若年寄出張被仰候義も可有之候其節寄合之面より肝煎忝人寄合四五人一組宛<sup>ニ</sup>相立置若年寄<sup>ニ</sup>附添可被罷出候此段兼而心得置可と申候 右今晚遠藤但馬守宅にて申渡し

・同六月御勘定所<sup>江</sup>御届

当六月三日申上刻異国船名得と風聞承り候処アメリカ之由尤軍船<sup>ニ</sup>御座候四艘之内二艘ハ多分蒸気船と申由忝艘<sup>ニ</sup>忝ッ宛車仕懸ヶ有之惣人数之儀ハ四艘<sup>ニ</sup>而凡式千人程乗込居候風聞<sup>ニ</sup>御座候且又昨夜暮六ッ過頃大之船<sup>ニ</sup>而太鼓柏木木を□其後大筒を打猶又明方<sup>ニ</sup>同様忝度今日茂朝四ッ時頃忝度打遣申候且只今沖伝馬船<sup>ニ</sup>而湊口近辺灯明堂近辺乗廻し海岸浅深相量り候様見受ヶ申候依之御届申上候 以上 六月四日午中刻 御代官 斉藤嘉平衛

・六月六日牧野備前守様御渡候御覚書忝通大目付堀伊豆守様御達

今度浦賀表<sup>江</sup> 異国船渡来<sup>ニ</sup>付万一内海<sup>江</sup> 乗入候儀も難斗候間若左様之節ハ芝辺より品川最寄屋敷有之万石以上之面々ハ□之屋敷相囲候心得<sup>ニ</sup>而罷在候様無急度可被相達候 御使 宮原弾正大粥

・同七日

銀百枚 日光御門跡

右今度浦賀表<sup>江</sup> 異国船渡来<sup>ニ</sup>付世上静温被為御祈禱被仰遣候

御目付 戸川中務少輔・松本十郎兵衛

浦賀表<sup>江</sup> 異国船渡来<sup>ニ</sup>付為見分被遣之

右於新番所前溜 牧野備前守<sup>申</sup>渡之

・同六日夜五ツ時伊勢守様備前守様御老若様御登城有之候而前書之御目付ヲ遣之

・去ル五日御懸り備前守様御宅ニ而御封書を以御達相成候御方様

越州様 阿州様 讃州様 細川様 長州様 姫路様 立花様

・此度渡来之異国船北亜墨利加合衆国ワシントン郡ヨリ仕出之軍艦ナリ

蒸気船大長サ七八十間 小長サ五六十間

・六月九日牧野備前守様御渡候御書付二通大御目付堀伊豆守様御達

#### 大目付江

異国船万一内海江乗入非常之場合注近有之節ハ老中ノ八代洲河岸火消役江相達同所ニ而平日之賀ニ不紛様早半鐘を打出シ相鳴らし可申し候右と惣火消屋敷ニ而受継同様早半鐘を打鳴らし可申候右之通火消役江相達候間火消屋敷ニ而早半鐘打候ハ、諸問共御曲輪内出火之節通想得登城又は持場候ことニ相囲候様可被致而尤火事具着用候様可被心得候旦又右ニ付欠場末々候迄ハ早半鐘続行届不申候間万石以上火之見櫓有之西之千節ニ限リ早半鐘打鳴らし候様可被致候 右之趣可被相触候 六月

#### 大目付江

此度浦賀表江異国船渡来ニ付而ハ御驚漸句其外夫々御世話有之候得共銘々とも心得方可有之事に候 右之通万石以上以下之面々江可被相触候

#### 六月

・六月九日 御見手 金田式部 松平藤十郎

異国船滞留中組之者召連昼夜共市中其外見廻り候様可致候

右書桔梗之間備前守申渡候 遠藤但馬守伝坐

上使 松平豊前守

増上寺方丈江

銀百枚

右此度浦賀表<sup>江</sup>異国船渡来ニ付世上静温之為御祈祷之儀被仰遣候

・六月十二日松平肥後守様御届書写

異国船昨日大津沖合ニ滞船致居候処今日五半時頃出船南を差出候付附置候番船附添其外見届船指遣候処城ヶ嶋と房州□□崎境を乗抜帆影も不相見弥追帆致候旨檢使之者共申出候段□津詰家来之者ヲ甲越候此段申達候以上

六月十二日 松平肥後守

・同十三日牧野備前守様御渡候御書付写壱通大御目付柳生薩摩守様御達

大目付江

此度浦賀表<sup>江</sup>渡来之異国船昨十二日迎帆致し候間諸事平日之通可被心得候尤非常手当之儀ハ心弛ミ之無之様可被致候 六月十三日

・六月十五日殿中御沙汰書御座間

上総国易津御囲 松平肥後守 安房国<sup>大房崎</sup>御囲 松平下総守

右此度浦賀表<sup>江</sup>異国船渡来ニ付家来共迄一同骨折候段 御心之上意有之

品川御殿山御囲 松平越前守 佃島鉄砲洲同 松平阿波守

浜御殿同

松平讃岐守

武蔵国本牧同

細川越中守

海碕同

毛利大膳大夫

芝高輪同

酒井雅樂守

深川洲崎同

立花左近將監

右同断<sup>ニ</sup>付早速固人数差出家来共迄一同骨折候段御慈之上意有之

相州浦賀城ヶ崎

井伊掃部頭

靄嶋平松山御囲

名代

井伊兵部少輔

右同断<sup>ニ</sup>付家来共一同骨折候段御慈之上意有之旨於以速出院溜老中列坐

伊賀守申渡之

相撲国觀音崎千田

松平誠九

簗山猿島御囲

名代

松平□守

右同断之趣於御国出院縁類列生同前同人申渡之

・六月十八日殿中御沙汰書

御座間

本多越中守

今度海岸為

見分可罷越候

右於

御前被

仰付之

大御番頭

九鬼式部少輔

右海岸防禦筋之御用取扱可申旨於山吹之間阿部伊勢守申渡之

御勘定奉行

川路左衛門尉

御目付

戸川中務少輔

右今度本多越中守海岸為見分被指遣候<sub>ニ</sub>付附添可下相越方於執当所  
前溜阿部伊勢守申渡之遠藤但馬守侍往

伊豆国御代官 江川太郎左衛門

別段之訳を以御勘定

吟味役格御代官是迄

之通可相勤候

右被仰付旨御□部屋□□老中列坐 伊賀守申渡之同人<sub>江</sub>

海岸防禦筋之儀御用取扱可申候此度本田越中守海岸

御見分被取遣候<sub>ニ</sub>付附添可相越候

右被仰付旨於新番所前溜 伊勢守渡之

# 5、付録 渋谷代衛氏の偉業

明治三十六年公文雑纂 内閣「賞勳局」巻二（国立公文書館蔵）追賞内申に関する書類より抜粋筆写した。

## ①履歴書

岐阜県養老郡笠郷村大字大野式拾八番戸

故 渋谷 代衛

岐阜県平民 旧名古屋藩

文政七甲申年三月二十五日 美濃国多芸郡

大野村於て生る 明治二十九年八月十八日

多芸郡船着村大字大野に於て死没

年号月日

任免賞罰事故

不詳

慰斗目拝領

全

代々の格式として苗字帯刀を許さる

全

旧下石津郡脇野村兼帯庄屋被申付

全

旧安八郡柿内村村治紊乱に付数年間兼帯庄屋を被申付

官公署

名古屋藩

全

全

全

|        |                                                                                  |     |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 全      | 鞍置馬拝領                                                                            | 今尾藩 |
| 全      | 時服を賜はること数回                                                                       | 大垣藩 |
| 全      | 旧今尾藩主竹腰氏東京へ移住の際自ら来て別を告げ同藩か事へたる旧名古屋藩主より竹腰家へ曾て賜与せられたる青磁香炉硯軸物三幅旧名古屋藩主の萃蹟を携帯し来て贈与せらる |     |
| 明治八年   | 月日不詳                                                                             | 岐阜県 |
| 明治十二年  | 月日不詳                                                                             |     |
| 全      | 養老公園開設担当委員を命せらる                                                                  |     |
| 不詳     | 岐阜県会議員に選任せらる 旧多芸郡選出                                                              |     |
| 明治十七年  | 月日不詳                                                                             |     |
| 全      | 岐阜県会議員に再選せらる 但全上                                                                 |     |
| 明治二十年  | 月日不詳                                                                             |     |
| 不詳     | 多芸輪中堤防委員長に選任せらる 但 数回再選                                                           |     |
| 明治二十一年 | 月日不詳                                                                             |     |
|        | 多芸輪中水利土功会議員に選任せらる 但全上                                                            |     |
|        | 所得税調査委員に選任せらる                                                                    |     |
|        | 多芸上石津郡徵募区徴兵参事員に選任せらる                                                             |     |
|        | 町村制実施に際し岐阜県知事より相談役の内命を受く                                                         |     |

附記 前記の外慈善、教育、公共の事業等に付各藩主の恩賞を受け又は廃藩置県后に於ても本県より賞与を受けたること不少と雖も二十四年震災の為に家屋倉庫倒壊し或は家政頗る衰へ多く家具を売却したる等にて書類滅失せしに依り取調うるを得ず

## ②平素の行状

性温雅にして漢学を好み義侠心に富み慈善に厚く平素深く儉を守り有事の日施与を吝惜せず又公共事業に力を尽し交易を謀り遠近の村落又は組合等の紛議葛藤を和解仲裁し又は對手相互の囑託を受け己か家事を抛ち孜々<sup>しびんべん</sup>黽勉終始怠らず或は一事数年の久きに渉るも倦ます汲々として遂に円滑和融に至りて止む如此一世を公共事業と公益とに労を執りたる而已<sup>のみ</sup>ならず更に其の費を求めす概ね私費を以てし其の他教育及慈善等に私費を抛ちたること巨額に達し終に五万余円の財産も是か為に蕩尽せり前述の如く巨額の私費を公共其他に投ずると雖も性質己か名譽とするを不好其の為す所の一例を言はゞ先の己か好む所を避け専ら己か嫌ふ所を務むと云ふにあり己れ其の労を執りて効は人に譲らんとするにあれば本人の効労は表に顕れたるよりも隠然たる効績は顕著なり是衆庶の知る所にして実に美德と云はざるを得ず今其の一事を記さんに曾て堤防決潰入水の災害に逢ふや大に災民を賑給<sup>しんきゅう</sup>し且其の煙草<sup>たばこ</sup>を嗜むもの收穫なく困難の情を察し云く余は煙草を分与せんと欲するも得ず而我独喫煙に忍ひすと殊に自ら嗜好の喫煙を廃し翌年收穫の時に及ふ而して従是終させ極めて粗惡の品を用ひたり性又孝にして往年の父の難に了り其の喪にある甚だ哀悼謹肅母に書ふる 又厚く未た曾て先に寝ねす後に起きす 閑日膝前に小説を読み或は妻女をして彈箏せしめ承歡以て樂みとなす 蓋し天性なり晚年家計大に衰へ身亦病に就き起臥自由を失ふ殆ど十年明治二十四年の大震災に家屋尽く倒壊せり僅に摧殘<sup>さいざん</sup>の木材を聚め一小屋を営み之に居る 代衛の長子にして出て他家を嗣くもの某屢は資を投し改築を請ふ云く汝今出て他家を嗣く汝の財は他家の財也余窮するとも他家の財を費し美屋を構ふるを屑<sup>いさやよし</sup>とせず貧乏にして一時を弥縫<sup>びほう</sup>し唯雨露を避くるを得は足れり 或人問ふ君終身一回も新しき衣服を着せしことありやと曰く余の身体も生れたるときは新なり当時家屋も新なりしか今は家屋も己に破れ身も亦近日破れんとす衣服も當時は新なりしか今

は斯の如し足下粗服を嘲る莫れ 余は千辛万若して此の粗服を愛せり 其の人大に感せり 病革びようかくなる日 家人を呼て云く  
余は公益の為に聊か尽す所あれとも家政大に衰へ伝家の産を失ふて殆んと祖先に対し其の罪逃るゝに地（他）なし 死後必ず薄葬  
し以て地下の祖先に対し余か罪を重ねしむる莫れ 若墓標を要せは一庁石を建てゝ足れり豊碑何の用かあらんと終に明治  
二十九年八月十八日享年七十三にして歿す  
壮年に及んで藩主の命を受け本郡及他郡町村の兼帯庄屋を為し或は教育慈善・治水等凡そ公共の事業に就ては平素之に関せ  
すと云ふことなく又政党に関せず晩年病に罹り身体自由ならざるの時に至りても人來りて意見を諮すに対し整和の方法を指  
示して事を理せり如此志操を変せざること殆と五十年なり

### ③教育事項

明治五年小学校の制を發布せらるゝや率先して同年五月己か別邸を校舎と為し安八郡大垣町士族長島真一郎なる者を傭ようへい聘し  
学資を与へ大垣師範研習学校に入らしめ卒業后自宅に同居せしめ衣服を与へ食費を求めす月俸を給与し又授業生二人を雇入  
し食費を徴収せず月給を与へ専ら教育に従事せしめ毎年末に至り慰勞として金品を恵与し或は学校の授業を時々參觀して管  
理上に注意し或いときは父兄に対し就学を督責せり而て在学の児童凡そ平均四十人（元大野村 戸数八十余戸 人口  
四百四十余人 此就学児童式拾五人・元下笠村の内字除内 戸数十七戸 人口九十人 此就学児童拾人 元根古地村字江ノ  
橋 戸数十五戸 人口七十五人 此就学児童五人）に毫も授業料を徴せず熱心に薰陶せしこと殆と十年八ヶ月此ノ間に要せ  
し校舎の修繕、書籍、筆墨紙、薪炭、油器具器械費、小使給、教員の旅費及毎学年修卒業に要する費用 貧窮の児童に施与

せし書籍筆墨紙代等は毫も村費に徴せず已自ら之を支辨せり 其の金額概ね左の通り

一、金貳千六百参円

内訳

|         |                  |
|---------|------------------|
| 金参拾円    | 教員一人大垣師範研習学校入学資金 |
| 金五拾円    | 貧窮兒童に施与せし書籍筆墨紙代  |
| 金五百拾貳円  | 教員一人 月俸四円        |
| 金参百八拾四円 | 授業生二人 一人月俸壹円五拾銭  |
| 金五拾円    | 教員一人 衣服料 一ヶ年五円   |
| 金参百八拾九円 | 教員一人の食費          |
| 金七百七拾八円 | 授業生二人の食費         |
| 金貳拾円    | 生徒賞与品代           |
| 金五拾円    | 校舎修繕費            |
| 金参拾円    | 書籍費              |
| 金五拾円    | 薪炭油代             |
| 金参拾円    | 筆墨紙代             |
| 金百円     | 器具器械費            |
| 金五拾円    | 教員集會に要したる雜費及旅費   |
| 金八拾円    | 毎年生徒修卒業の際に要したる諸費 |

#### ④慈善の事項

嘉永三戌年八月十日及万延元申年五月十二日洪水の際堤防破壊し多芸郡低地の村落は一面湖状を為し元大野村（今の笠郷村大字大野なり）も其の害を同ふせり他村に於ては村費を以て貧民に粥を救助せしことあるも代衛は自費を以て村の自他を問はず一回に米拾俵内外を投し十日乃至十五日間之を粥となし賑恤せり 此外安政年度の震災 文久年度の洪水 明治十七、八年等の洪水にも貧民を救助せしことあるも書類なき為め取調ふるを得ず

元大野村に於ては耕地の小作掟米壺反歩に付壺石式斗を極度となし毎地サ涖<sup>りけん</sup>検して徴収するの例なり然るを代衛は其内壺斗を減免し極度を壺石壺斗となし又宅地に於ては壺反歩の小作掟米壺石式斗の定めなりしを其の内式斗を減免して壺石を徴収せり如此村民に恵与し愛撫すること数十年 年号不評 に渉るか故に代衛の言ふ所一として遵守せざるはなし村民皆親玉と称道して他人と他人の間に在つて亦名を称せず 之れ一村を能く結合せしめたるより起りたるものならん

亡父母の葬祭に際し米を貧民に救与せしこと両度 年月日不評 其の石数六石八斗八升金を以て救与せしこと三回 年月日不評 其額三拾余円なりとす

## ⑤養老公園に関する事項

養老は著明の旧蹟靈地なれとも維持方法の設けなき為め大に荒敗に属したり、代衛は年来之を憂ふるも未だ其の機を得ず頗る遺憾とせしに明治十二年松方大蔵大輔我県に來り小崎本県令と養老山に遊び県令に謂て曰く 此靈地にして風景あり惜むらくは荒敗遊ふに由なし苟も能く之を修理し天下の公園と為さば独此郡此県の名譽而已ならず我邦の風光靈地を他日海外諸國に誇るに足らんと県令大に感じ郡長に語る 郡長又代衛に諮る曰く此事を思ふ既に久し然れとも之に供するの資を得るの難き空く今日に至る 此好機失ふへからすと爾后県令巡視の際代衛外十数人に公園開設の事を談せり 依て先づ偕樂社なるものを設け爾來代衛は率先して郡の自他を問はす有力者を歴説し専ら資を得んことに力を尽し遂に一万有余圓の寄附金を醵出せしむることを得たり 於是民有地を買収して宮に上地し区域を拡め旧來建在の民家を購求して千歳楼を新築し或は道路を鑿平し又別に醵資の方法を案出して家屋を新築し之を料理、飲食、旅舎の業を営まんとする者に貸付 或は園内に桜楓樹を増植して風致を添ゆる等此大事業を僅々一ヶ年半の間に於て完成せしめたり 又公園を維持せんか為に養老講なるものを設け年々掛金を醵集し之か利殖を図りて積立金となし掛金は満講に至り償還する方法を立てたり然るに明治十七年各地の水害と地価暴落の為破産者続出し掛金の不納額夥多となり種々苦慮する所ありて遂に掛金を要せざるの方法を案出し以て満講に至れり 明治三十年郡制実施の際偕樂社は之を郡に引渡し今猶郡費を以て修理保存することとなり 其の基礎を鞏固にしたるは代衛か不撓不屈奔走尽力したるの功果なり 又此の間に代衛は私費を抛ちたること鮮少ならずと雖も惜ひ哉 記録等の存しあらざれば之を取調ふるに由なし

## ⑥多芸輪中堤防組合に關する事項

旧多芸郡は牧田川を以て南北を分界し南多度山に傍ふ村落を除くの外旧二十九ヶ村は牧田、金草、揖斐、津屋の四川に圍繞せられ其の堤防直径壹万三千五百余間に亘る之を大堤と云ひ其の内部を総称して多芸輪中と云ふ 該堤防維新前に於ては各村の負担進退なりしを以て代衛は私費を投し自村（元大野村今の笠郷村大字大野なり）の堤防を修營すること殆んど二十五年にして毎年怠ることなし 其の間投する所の費額凡四五千円而て該輪中地に高低の差異あり故に往昔より四五村或は六七村連合し更に堤防を築き各小区域を為す之を中堤と云ふ 蓋し諸川洪水の際大堤に潰決の箇所あるも之を以て浸水防禦の備となす 封建の世此の各区域の村落幕府二三の諸侯と分領するか故に村俗民風も自然に亦同一ならず 然れども堤防の管理は笠松郡代一切之を統括す 王政維新廢藩置縣の政体に及て制度變更し凡水利土功は其の利害得失に關係ある各村民の義務負担に属せり 依て代衛は此際に於て旧慣に埒<sup>あた</sup>まず 協同團結して力を大堤に尽さず人は水害の慘狀終に免るへからすとなせり 然るに置県後日尚淺くして堤防組合の制未だ整はざるを以て頗る之を憂ひ組合を設け維持の方法を立むとし奮然之に従事し其の意見の在る所を以て躬親の各村を歴説するも先見に暗き固陋の村老輩は頑固として其の説を容れざる而已ならず紛議百出殆んど為す能はざるに至ること数回然れとも不撓不屈耐忍以て徐々辯説融解し歳月を経て遂に賛同一致せしむるを得たり 其後区町村会法の發布あり之を好機とし本県に請願して水利土功会を組織し堤防は数年継続事業となし年々議決を以て急要の箇所より順次の補理修築し遂に之を大成す 爾來洪水毎に其の災害を免るゝの幸福を以て關係村民は其の成功恵沢の深きを讚美して止まず 當時小崎本県会は因より代衛を信愛す屢々召て事を諮る 明治十八年夏三大川洪水の暴漲堤防処々崩潰し縁線の各郡村一大湖に變し不毛の地となる幾万生靈の困厄<sup>こんやく</sup>実<sup>じ</sup>に名狀すへからず 県令大に之を憂慮し政府に懇願し特別の救助を仰かんと欲し代衛

をして各郡を代表陳情委員となし、共に上京せんことを勧む代衛老病を以て固辞す 聴かす強て而后同行し代衛を伴ひ要路の上官を歴訪し代衛をして未曾有国難の事情を陳述せしむ 是に於て政府若干万円の救助金を各郡村に交付せらるゝを以て危急の困苦を凌ぐことを得たり 先是代衛か多芸輪中堤防組合の組織に苦心經營すること十数年之に投する所の費用も亦少しとさせれども震災の爲め書類散逸し其の事蹟及費金の額は取調ふるに途なし尤も有志者其功勞を勸せしか爲め一大紀功碑を養老山に建設して永く表彰せんと欲し目今専ら計画中なり

#### ⑦鵜森惡水落江組合に関する事項

県下に著明なる鵜森惡水落江は旧四十四ヶ村組合を以て安八郡浅草村大字横曾根地内に設けたるものにして關係各村の惡水は之を堤外の河川へ排除するにあらずんば毎年の收穫は到底望むべからざるなり堤内の組合村は堤外河川の水面よりも低き土地なれば普通堤塘に伏せ込ある樋管より之を排除し能はざるか故に牧田及其他の川底に縦横に樋管を埋設し揖斐川に流下せしむることゝはなせり爲に年々之を要する所の費用も亦鉅額なりとす昔時該落江を創設するの際代衛の先代は大に与かりしことあり而て其后ち落江の数度變更したる毎に同人の先代は幾人も關係し同人の家と同落江とは殆んど二百年來の關係あつて當時鵜森組合は本領及二藩に關係し名古屋大垣の兩藩主は爲に被害村と辦償米の事より紛議を起し利益村に於ては旧領主より辦償米を被害村に渡し來りたるものなれば 當時の法規に依り之を官に買上げらるべきは当然なりと主張し又被害村に於ては辦償米は旧領主より受領したるものに非ずして利益村と被害村と民間相互の約束に出てたるものなれば仮令旧領主より辦償米を渡したるものなりとするも利益村へ之を渡し被害村は利益村より受領したるものなりと主張し 双方固執して動かす且當時の県令

とも論争をなし明治十年頃より同二十一年まで殆んど十二年間結て解けさりしかは知事は大に困難し代衛に諮ふ 代衛は被害村の中に当時最も関係多き某は代衛の実子なると自己亦其落江の辦償米を受ける者の一人なるを以て其諮問に答ふことを謝絶するも知事は謙遜は甚た嘉すへきも誰か子の不公平あることを疑ふものあらんや子宜く我県の為に紛議を和解せよと強て不聴 又代衛は江敷所有者の一人なるにも拘はらず少も偏したることなきより利益被害の双方よりは信して仲裁のことを囑託せしに依り遂に某々等と年を重ねて之に従事し官への買上げ代金と別に利益村より被害村に対し熟談金を出さしめ被害村を承諾せしめたり 之に与へたる総金額は壹万五千六百貳拾余円にして代衛は如此関係村を服従せしめ、円満に局を結ひたりと雖も之か為に自己の受けたる損害は鮮少にあらざるなり 其の金額は震災の為め書類散逸して取調ふること能はず

#### ⑧大樽川洗堰事項

大樽川洗堰の構造や大なるものにして之に関係する村落も亦居多なり近年三大川分流工事の大に進捗に伴ひ紛紜ふんうんは殆んど絶無の如くなりしも其の以前に於ては十数回の水害にて或は破壊し或損傷し数万円の工費を要したり故に平素紛議葛藤止むことなく代衛は先代の取扱ひ来りたる爾来暫くも其の関係を離るゝことを得まして藩主の命に依るか 又は関係村より囑託を受くるか時々之か和解仲裁に従事し或は旧多芸郡利益村の代表者に挙げられ工事の施設経費の賦課等に尽力する等殆んど一代の間関係を絶つことなかりしなり 是か為に私費を投じたること少しとせず 然れども之に関する記録は震災の為散逸せしに付取調ふるに由なし

## ⑨ 三大川分流事項

維新以來山林の濫伐又は其他に源因して木曾揖斐長良の三大川は土砂を流出し各川は之か為に川底を埋堆し我県の如きは輒近破堤入水の害を被むること少からず其の害や田園を荒廢し家屋財産を流亡し人畜を死傷する等其の悲惨の狀態実に見るに忍びざるより県下各郡の有志者と疑う礙議し遂に三川の分流を企図せり、然れとも時勢は今日の如く駿々として進むのは時機にあらずは其の施設に至りても事三県に跨るの大工事にして容易に其の計画立ち難く故に各郡の有志者と計議を為し所管の県令に請願し或は当路の省長官に陳情して掛官の派遣を請ひ実地の検分を受け爾來東奔西走其の尽力の結果遂に政府の容るゝ所となりたり又工事施行着手後に於ても其の施工年限の短縮に奔走尽力せんこと少からず故に明治三十三年三川分流成工式の際宝曆年度以降薩摩島津家の士を始め治水上の効績顯著なる死没者と共に招魂祭を挙行せられたり

## ⑩ 地租改正の事項

明治八年の地租改正は我國租税制度の一大變革にして維新後日尚淺きか為め人智の發達せざるより民心は未だ幕政の旧慣を脱却せざるか故に土地の丈量收穫地価の算定上に付けて概して米納に比し公課の増加するより自然民心は穩やかならずして地主は各町村に小集金を開き或は総代を選びて笠松岐阜大垣等に各郡の聯合集會を開き之か輕減の方法を講せんとし紛擾止むことなかりしか代衛は東奔西走之を辨説して遂に平穩に至らしめたり此外町村郡の境界に紛議葛藤を惹起したれとも仲裁に力を尽し十中七八は民事の詞訟を提起せしめずして承服せしめたり

## おわりに

今更こんなことを書きつらねて何の価値があるのだろうか？ふとそんな思いにかられることもあるが、思い返してみると庄屋役としての一代の功績、功業を書かれているけれど一面庶民の暮らし、働き、苦しみの記録とも言えるのではないだろうか。昔の村はせいぜい五・六十軒まれに百軒位の生活集団だったようである。庄屋さん…今日の村長さん…いやもつと小さい集落のまとめ役、今日の自治会長、区長といったところであろう。しかも身分制度のきつい縦社会だった。領主と住民との間にあって、どんなことを為してきのであろうか、今で云う中間管理職立場にあつて目に見えない配慮がなされてきたのであろう。そう思うとき、養老町民憲章に「先人の絶まぬ努力によって伸び続けて来ました」とうたっているが、その先人たちのごく狭い一地方の一部にすぎないが、尊い記録といえるだろう。そんな視点から貴重な資料だと考え直して纏めを進めることにしました。

勝手な一老人の解釈ですが お目通し下さる方々に少しでもお役に立てば念じつゝ

平成二十八年三月 山口 一易

庄屋のつとめと  
幕末の動き

発行 平成二十八年三月

発行者 養老町教育委員会

印刷 サンメッセ株式会社